省　令

○法務省令第四十七号

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十七条の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

法務大臣　上川　陽子

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）」を「同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第二十八号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

○文部科学省令第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

文部科学大臣　下村　博文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「第三十条の五第一項」を「昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十七条の三第一項、第二十条第一項、第二項第一号及び第三項、第二十二条、第五十条第一項、第二項第一号、第三項及び第五項並びに第五十一条中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

（博物館法施行規則の一部改正）

第二条　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

（美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成十年文部省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（）を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

第五条第四項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令及び文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

一　文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項第二号

二　文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令（平成十六年文部科学省令第三十号）第三条第二項第二号

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（）とあるのは「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」とする。

○文部科学省令第三十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十三条中「は、認可申請書」を「又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第七十三号

アシュアランスフォアニングゲン・ガード・イェンシディグより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に掲げる日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二日

金融庁長官　森　信親

日本における主たる店舗　東京都港区東新橋一丁目五番二号　汐留シティセンター

○法務省告示第四百九十八号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年十月二日

法務大臣　上川　陽子

千葉市犢橋町千六百六十八番地　小島政治郎

○法務省告示第四百九十九号

北海道奥尻郡奥尻町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年十一月二日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、奥尻町役場又は函館地方法務局江差支局に照会すること。

平成二十七年十月二日

法務大臣　上川　陽子

北海道奥尻郡奥尻村字青苗無番地　新谷　又吉

北海道奥尻郡奥尻村字球浦五十二番地　厂原　金松

北海道奥尻郡奥尻村大字青苗村番外地　柳谷　永吉

○法務省告示第五百号

北海道奥尻郡奥尻町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年十月二日

法務大臣　上川　陽子

北海道奥尻郡奥尻町字奥尻三百四十二番地　大髙由太郎